

はじめに

松川町は、平成 28 年度から「第 5 次松川町総合計画」と、環境分野の個別計画として策定した、「第 3 次松川町環境基本計画（平成 28 ～ 31 年度）」に沿って、町の環境保全に関わる各種施策を推進してまいりました。

この間にも、地球温暖化の影響と考えられる気候変動は、松川町だけでなく世界的に深刻な脅威となっています。また、食品ロス、プラスチックごみ問題など新たな環境問題が懸念されています。このような状況で、生活環境の保全や循環型社会の形成はもとより、今後一層の取り組みが必要とされる脱炭素社会の構築や、自然環境の保全と利用は、取り組むべき課題となっています。

この度、「いっしょに育てよう一人ひとりが輝く 笑顔あふれるまち まつかわ」を基本理念とした「第 5 次松川町総合計画 [改訂版]」と併せ、「第 4 次松川町環境基本計画（令和 2 ～ 5 年度）」を策定いたしました。また、今回の計画は S D G s の視点や考え方を計画策定の参考としました。多様な課題を克服し、松川町の豊かで美しい自然環境と良好な生活環境を守り、次世代に引き継いでいくための施策推進に、本計画に沿って今後とも励んでまいり所存です。町民の皆様、なお一層のご支援とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、松川町環境審議会、松川町総合計画審議会及び松川町地域づくり会議の委員の皆様や町民の皆様から、貴重なご意見・ご提案をいただきましたことに、心から御礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

松川町長 宮下 智博

もくじ

第1部 序論	1
第1章 計画策定の趣旨	2
第2章 計画の構成と期間	4
第3章 計画のあり方	6
第2部 環境基本計画	9
第1章 施策体系	10
第2章 環境基本計画（目標指標）	12
基本目標1 安全・安心な住みよいまちをつくる	12
基本目標2 持続可能な社会をつくる	16
資料編	21
SDGsと基本施策との関係	22
用語解説	24
松川町環境保全条例	26
環境審議会委員名簿	31
諮問・答申	32
策定経過	33

第1部 序論

第1章 計画策定の趣旨

(計画の背景)

現在各地で、地球温暖化の影響と考えられる「これまで経験したことのないような」集中豪雨の発生、観測史上最高気温の記録更新などの気候変動(異常気象)が生じています。このことは、日常生活や、様々な事業活動による平均気温の上昇、二酸化炭素(CO₂)等温室効果ガス濃度の増加により、自然環境への負荷が増大したことに起因しています。

また、環境問題は、エネルギー消費、食品ロス、最近ではプラスチックごみ問題など地球規模で深刻な問題を数多く抱え、こうした環境の危機が増大すれば、私たちの生活基盤に多大な影響を及ぼし、社会環境の維持発展に支障が生じることが懸念されます。

多様な課題を克服し、松川町の豊かで美しい自然と良好な生活環境を、未来を担う子どもたちの世代に引き継いでいくためには、国や地方自治体はもとより、町民や事業者といったあらゆる主体の参加を得ながら、環境への負荷の少ない持続可能な社会環境を構築する必要があります。また、松川町の地域資源を活かしたエネルギー事業を地域からつくるなど、温暖化対策を進めながら、地域内経済の循環と持続性を高めることも重要です。

この様な社会環境の変化により、平成28年に策定された「第3次松川町環境基本計画」を見直し、「第4次松川町環境基本計画」を策定します。

表：松川町の気候（松川町気象観測サイトより、観測地点：松川町役場）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
年平均気温	13.2℃	13.6℃	12.5℃	13.5℃	13.4℃
年最低気温 (観測日)	-8.9℃ (1月2日)	-11.3℃ (1月26日)	-8.7℃ (1月25日)	-10.0℃ (2月9日)	-7.7℃ (1月1日)
年最高気温 (観測日)	36.4℃ (8月12日)	35.6℃ (8月9日)	35.1℃ (8月6日)	37.9℃ (8月6日)	36.2℃ (8月13日)
35℃以上 猛暑日日数	5日	7日	1日	20日	9日

(計画策定の趣旨)

この第4次松川町環境基本計画は、松川町環境保全条例（平成11年松川町条例第16号）第7条の規定により、環境保全に関する問題を総合的にとらえ、各種施策を計画的に推進するために策定するものです。また、「第5次松川町総合計画 [改訂版]」環境分野の計画と位置づけ、環境保全施策に係る基本的な計画及び推進にあたっての指針となるものです。

この計画では、松川町環境保全条例に示された町の環境の保全及び創造についての基本理念により、松川町の環境をとりまく様々な背景の中、松川町が目指す基本姿勢やその実現に向けて行う具体的な施策を体系的に示しています。

また、今回の計画はSDGs（*）の視点や考え方を計画策定の参考とします。

（*）SDGs（＝ Sustainable Development Goals）

2015年9月に国連で採択された、17のゴールと169のターゲットで構成された持続可能な開発目標のこと。誰一人取り残されない持続可能な社会をつくるための世界の物差しとして、経済・社会・環境の3つの側面からアプローチしている。目標の達成に向けて、自分ごととして考える視点や、総合的に取組む視点が盛り込まれている。



目標達成に向けては、町民・事業者、行政機関などすべての個人・団体がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動していくことが求められます。また、SDGsは一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指しており、今後、環境政策には、環境を保全することにとどまらず、環境保全の取組を通じ経済・社会の諸課題を解決する役割が求められています。

本計画では、SDGsの視点を踏まえ、当町の美しく豊かな自然環境を次世代へ引き継ぎながら、SDGsの特徴である経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

第2章 計画の構成と期間

第1節 計画の構成

第4次松川町環境基本計画は、基本理念、基本目標、基本方針、施策大綱、基本施策の5つで構成されています。

■基本理念（まちづくりの将来像）

第5次松川町総合計画に掲げる基本理念「**いっしょに育てよう 一人ひとりが輝く 笑顔あふれるまち まつかわ**」をそのまま引き継ぎ、本計画の基本理念とします。

【解説】※第5次総合計画より抜粋

将来像には、松川町に暮らす全ての人や、これから松川町で暮らしを始めたいと考えている多くの人たちに、輝きと笑顔あふれる生活を営んでほしいという想いが込められています。

輝き方は人それぞれ違いがありますが、お互いを知り、価値観を認め合い、補い、支えあうことで、松川町に住む私たち皆が、この町に住むことを幸せに感じ、自分らしい輝きのある人生を送ることができると考えています。

自分のできることを自分で考え、家族や仲間、地域の皆といっしょに夢を描き行動した時に、町は育ちます。そうした主体的な取組が、先人たちから受け継がれた松川町の文化であり、その伝統は脈々と私たちに引き継がれています。

松川町に住む私たち一人ひとりが主役となり、いっしょに笑顔あふれる松川町を育てていきましょう。

■基本目標

基本理念を実現するために、施策別に2つ示したものです。

- 安全・安心な住みよいまちをつくる
- 持続可能な社会をつくる

■基本方針

基本方針は、施策別の小項目を示したものです。

■施策大綱

施策大綱は、4つの基本方針について分野ごとに示したものです。

■基本施策

基本施策は、施策大綱で示した施策について、具体的な取組を示したものです。

第2節 計画の期間

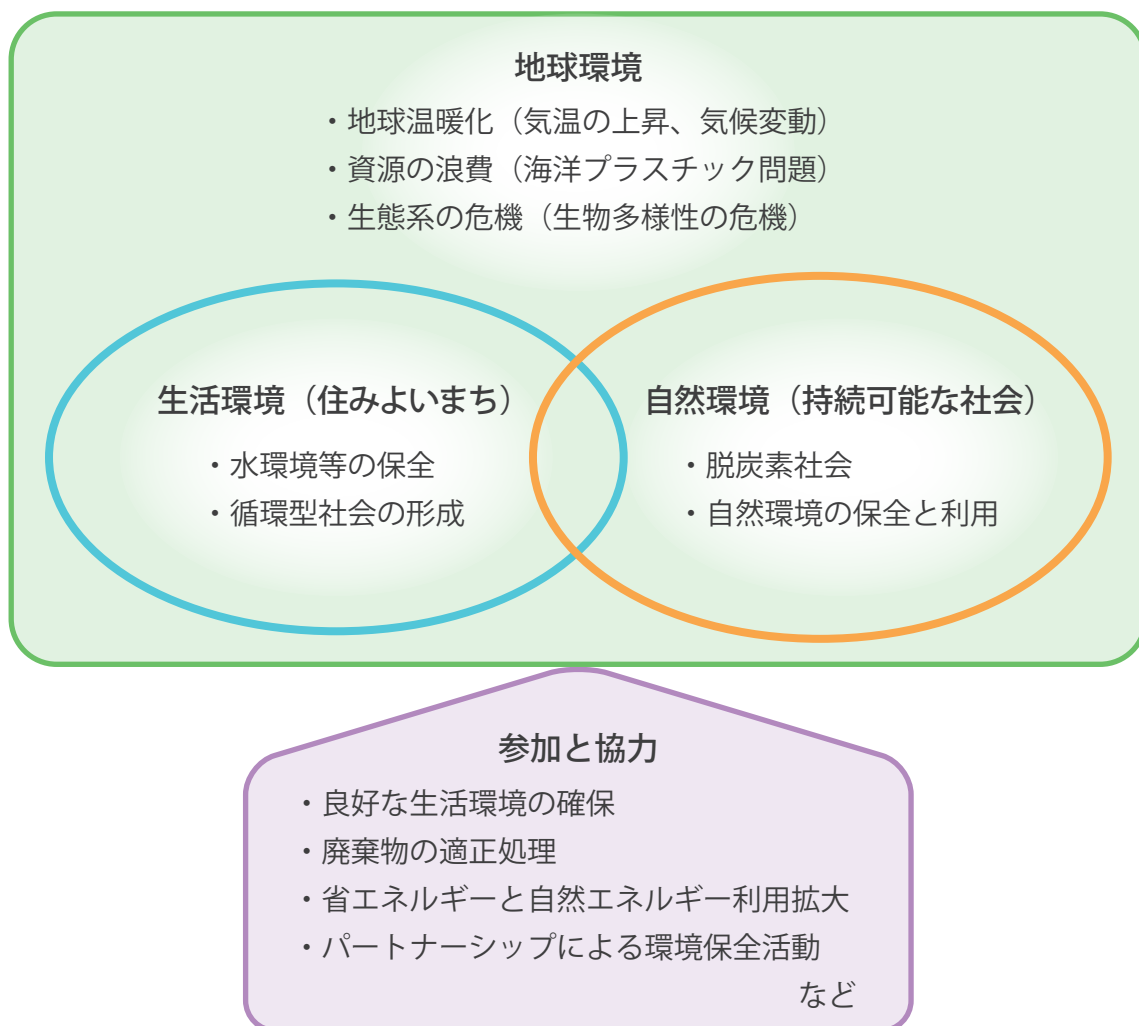
この計画は令和2年度から令和5年度までの4か年を計画期間とし、4年後の令和5年度には、第6次松川町総合計画策定に合わせて、新規計画の策定をします。ただし、期間の途中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行うものとしします。

第3章 計画のあり方

第1節 対象地域及び環境の範囲

第4次松川町環境基本計画は、松川町全域を対象とし、自然環境・生活環境及びこれらを支える地球環境について、松川町の環境特性に応じた目標及び施策を策定します。

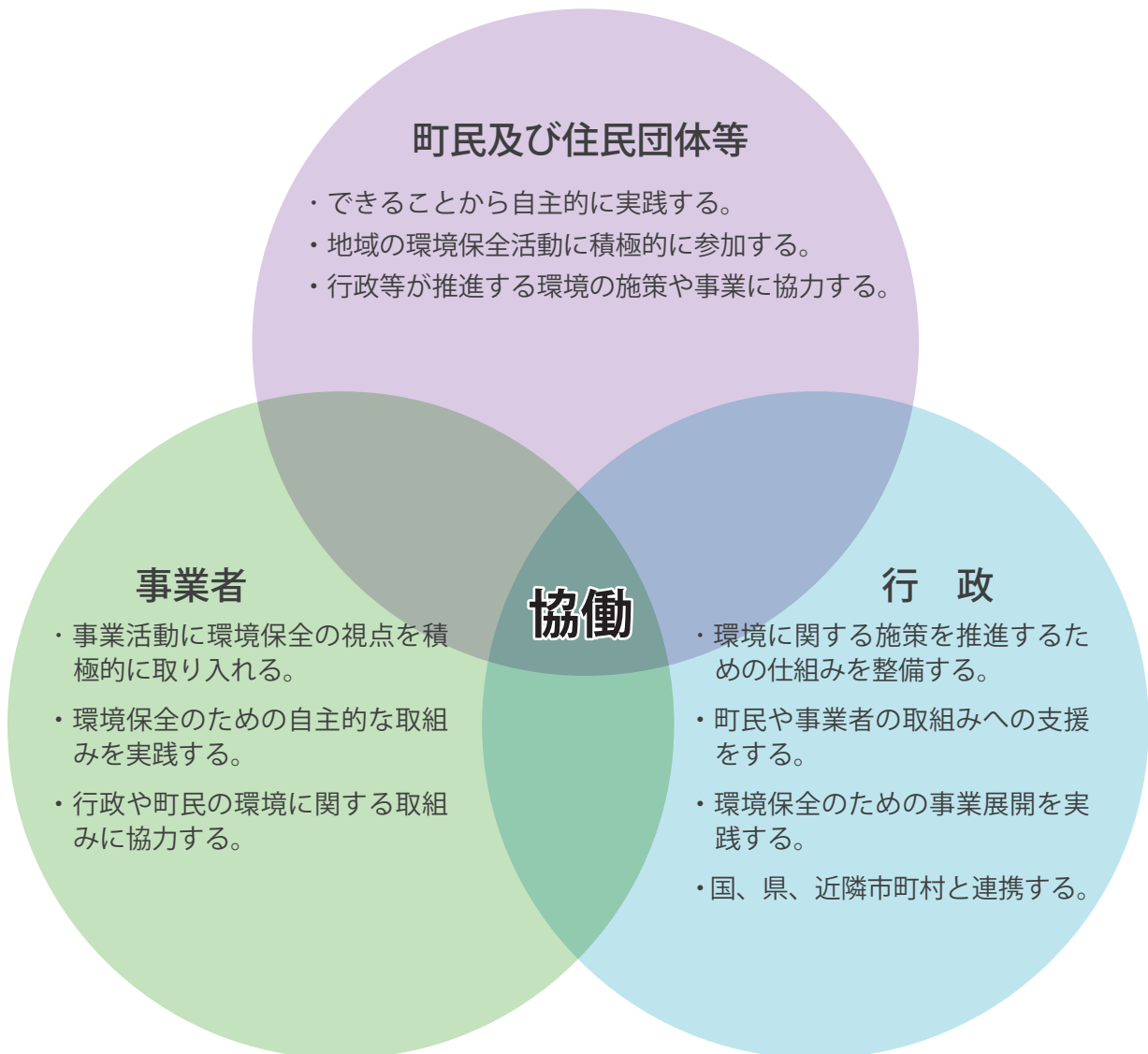
また、生活環境や自然環境の保全是町民、事業者、行政の積極的な取り組みが必要不可欠であることから、「参加」と「協力」の必要性が求められています。



第2節 計画の主体

環境問題を解決するためには、町民、事業者、行政それぞれが環境に対する責任を自覚し、自主的に取り組んでいくとともに、相互に協働、連携していくことが大切です。

そこで、本計画の主体は、松川町の構成員（町民及びその他の住民団体等、事業者、行政）すべてを対象とします。

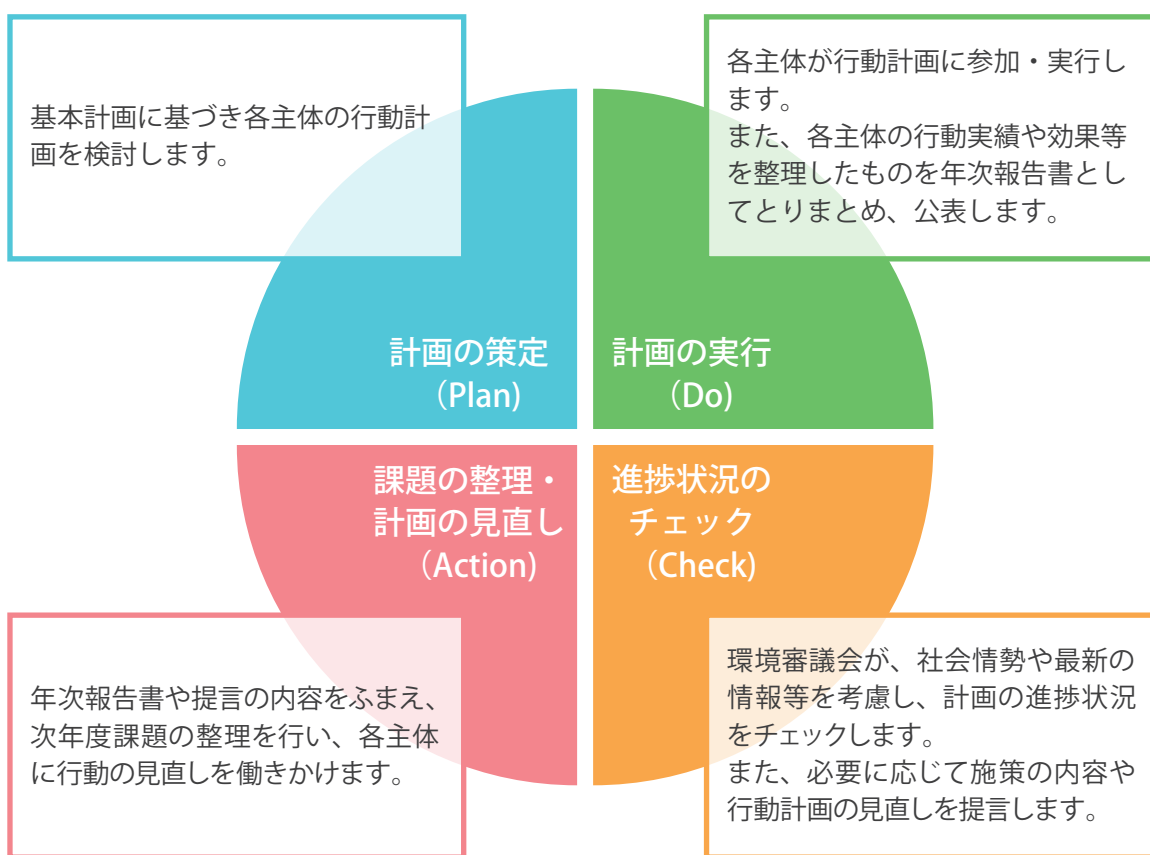


第3節 進行管理

松川町環境基本計画を実効性のある計画とするために、PDCA サイクルにより計画の進行管理を図ります。

計画期間中であっても松川町総合計画や一般廃棄物処理基本計画、食育推進計画、災害廃棄物処理計画を始めとした他の計画との関連、法律などの改正、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

(※ PDCA サイクル…計画 (Plan)・実行 (Do)・チェック (Check)・見直し (Action) の工程を繰り返しながら計画を実行すること。)

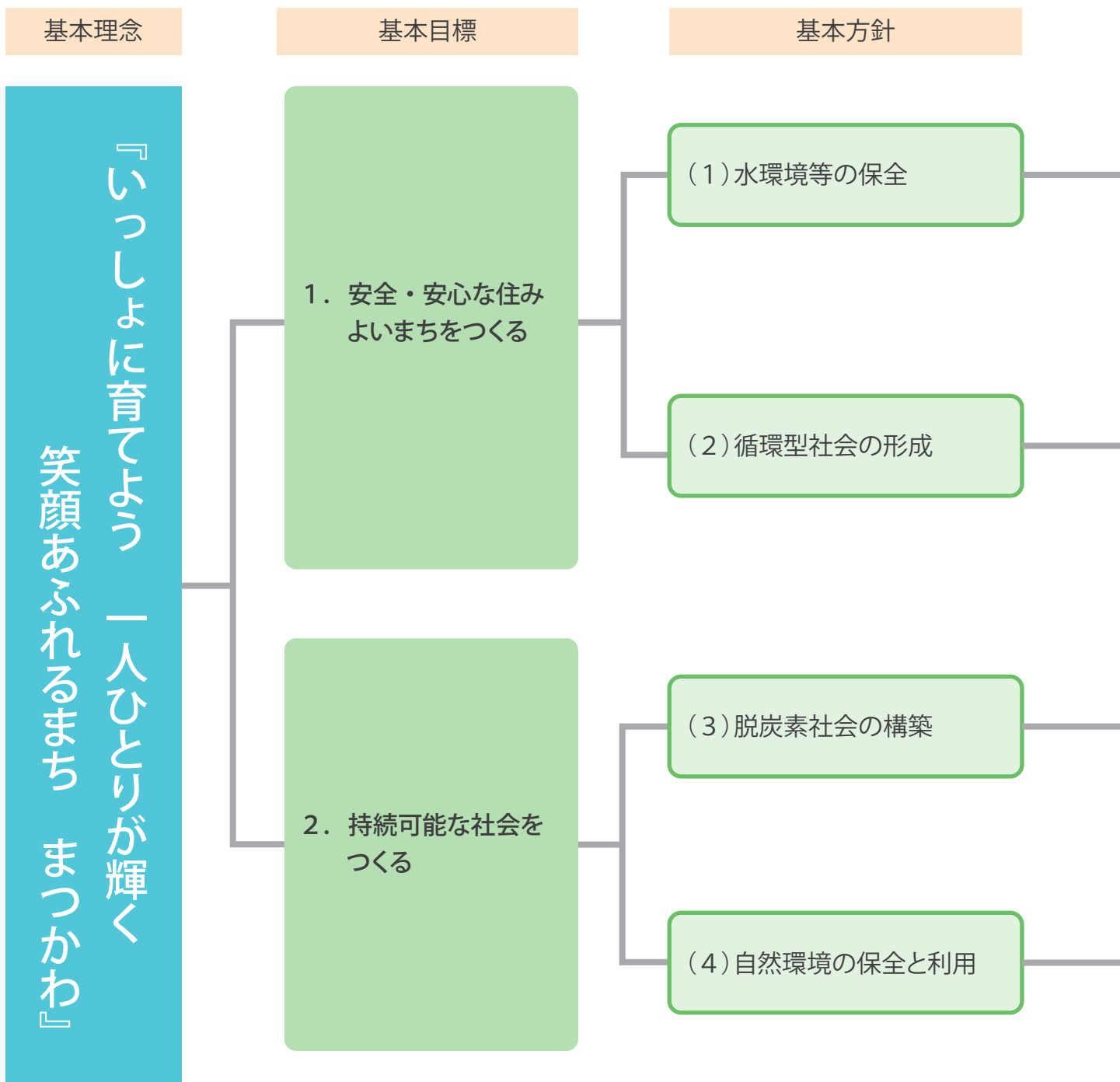


第2部 環境基本計画

第1章 施策体系

本計画は、下図に示すとおり、目指すべき基本理念（まちづくりの将来像）を実現するための段階的施策構成、すなわち、2つの基本目標、4つの基本方針、4つの施策大綱、そして、具体的計画項目である12の基本施策からなる体系として、整理できます。なお、本計画では、全ての施策について記載するのではなく、重点事業のみ記載しています。

施策体系図



施策大綱	基本施策	総合計画施策大綱
①良好な生活環境の確保	01 河川等の汚濁防止 02 不法投棄の撲滅、ごみゼロ運動 03 災害に強い森林づくり	○自然環境・景観の保全と適正な土地利用の推進 ○災害に強い地域づくり
②廃棄物の適正処理の推進	04 燃やすごみの共同処理、計画的なごみ収集 05 地域とともにすすめる食育(残さず食べよう!20・10運動) 06 災害時の廃棄物処理計画	○自然環境・景観の保全と適正な土地利用の推進 ○食育の推進 ○災害に強い地域づくり
③省エネルギーと自然エネルギーの利用拡大	07 自然エネルギーの活用 08 エコライフの普及啓発 09 計画的な森林の整備	○自然環境・景観の保全と適正な土地利用の推進
④パートナーシップによる環境保全活動	10 貴重な自然の保全 11 景観の保全 12 河川清掃活動の推進	○自然環境・景観の保全と適正な土地利用の推進

第2章 環境基本計画（目標指標）

基本目標1 安全・安心な住みよいまちをつくる

基本方針1 水環境等の保全

資源を大量に消費し廃棄する社会経済活動は、廃棄物の増加や自然環境への負荷増大へとながりに、環境へ悪影響を及ぼしています。

事業活動における公害の発生については、それぞれの責任分野においての取組により減少してきましたが、身近な生活環境等に関わる苦情は多種多様化しています。心ない者によるごみの不法投棄は後を絶たない状況で、飲食物の空容器などをみだりに捨てる、「ポイ捨て」は、依

基本方針	施策大綱	① 施策大綱に対する 施策の方針	基本施策	② 目標指標	単位	実績値	目標値	説明
						(H30 年度末)	(R5 年度末)	
(1) 水環境等の保全	① 良好な生活環境の確保	河川、農業用水等の水質保全のため、水質の監視と汚濁防止対策を行います。	01 河川等の汚濁防止	大腸菌群数	MPN/ 100ml	79,300	1,000	特に値が高い野岩川を中心に対策を検討し、生活環境の保全に関する環境基準 1,000 以下を目指します。
		不法投棄撲滅と町内の環境美化を目指し、地域住民や事業者とともに対策を実施します。	02 不法投棄の撲滅、ごみゼロ運動	不法投棄処理件数	件	55	32	過去 10 年 平均に、施策による減少 (△2 割) を見込みます。
		災害に強い美しい森林整備を行うために、森林所有者に向けた森林経営計画への参入を促すとともに、森林経営計画内での施業を滞りなく実施します。また、管理できない森林、保全の必要性が高い区域については、森林環境譲与税を利用し、森林管理を実施します。	03 災害に強い森林づくり	民有林の森林経営未計画面積	ha	179	140	全森林から策定済箇所、企業所有、赤松森林を抜いた面積内。

然としてなくなりません。また、河川等への不法投棄による汚濁は、町民のみならず下流域の住民生活や水生生物の生態系に大きな影響を与えることとなります。

海洋プラスチックごみの7割は陸域から発生するとされている問題を意識し、町民が安全、安心な住みよいまちづくりのため、水環境等の保全に努めます。

③ 現状と課題	④ 主要事業	⑤ 事業概要	⑥ 主管課係
水質検査を継続的に実施し、環境基準を満たす結果ではあるが、一部箇所では高い数値の項目も見られる。公民館青年学級水質班と連携し、対応策を検討する必要がある。	水質検査結果の詳細な検証	人や動物の排泄物の指標として用いられる、大腸菌群数（水中に含まれる大腸菌及び大腸菌に類似する細菌）が高い箇所の原因を探し対処します。	環境水道課 環境係
広報媒体を活用し、不法投棄の撲滅を呼び掛けているが、増加傾向にある。小売店等と連携した啓発も必要。	子どもたちが製作した環境に関するポスターや標語を用いた看板、チラシの作成	海洋プラスチックごみ問題を意識したごみ回収に取り組みます。あわせて、ポイ捨てをしないこと、マイバッグの活用をよびかけます。 子どもたちが製作した環境に関するポスターや標語を用いた看板、チラシを作成し、小売店等でも掲示してもらいます。また、特に常習的に捨てられる箇所や量が多い箇所に看板を設置します。	環境水道課 環境係
林業従事者の減少、世代交代による、林業の生産性の悪化・管理放棄により、森林の適正管理や木材の安定供給に深刻な影響があり、森林の多面的な機能が低下しています。	計画的な森林施業の推進及び、森林経営管理制度により、経営管理を委託された森林の管理実施	<ul style="list-style-type: none"> ・飯伊森林組合と経営計画の協議、見直しを実施。所有者への管理依頼。 ・地域協働による里山整備への支援。 ・森林経営管理制度により、所有者への意向アンケートの実施。 	産業観光課 農林係

基本方針2 循環型社会の形成

町民や事業者は、自らも廃棄物等の排出者であり、環境に負荷を与える一方で、循環型社会の担い手でもあることを自覚して行動するとともに、より環境負荷の少ないライフスタイルや環境に配慮した事業活動に取り組む必要があります。排出者は、使えるものは大事に長く使い、食べ残し等を減らして廃棄物等の発生抑制（リデュース）に努め、再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）できるものとごみを分別して排出することを徹底し、処理側は、住民への啓発などを行って3Rの推進を図り、ごみ排出量の削減に努めることが大切です。

基本方針	施策大綱	① 施策大綱に対する 施策の方針	基本施策	② 目標指標	単位	実績値	目標値	説明
						(H30 年度末)	(R5 年度末)	
(2) 循環型社会の形成	② 廃棄物の適正処理の推進	燃やすごみや資源ごみ、埋立ごみ等の収集・処理を計画的に実施します。燃やすごみの処理を効率的に行うため、南信州広域連合による焼却施設の運営に参画します。	04 燃やすごみの共同処理、計画的なごみ収集	燃やすごみの排出量	t	1,557	1,479	H30 実績値の5%削減とします。
		燃やすごみにおける生ごみの割合を少しでも減らすことができるように一般家庭における食品ロス削減の啓発に取り組みます。	05 地域とともにすすめる食育（残さず食べよう！20・10運動）	20・10運動を実践している住民の割合	%	31.2	35.0	松川町食育推進基本計画における保健福祉課が行うアンケート調査結果を用います。
		災害廃棄物処理計画を策定し、災害時の迅速な処理体制を確保します。	06 災害時の廃棄物処理計画	災害廃棄物処理計画策定	—	未策定	R3年度	令和3年度までに策定し、適宜改定を行います。

松川町は、ごみの分別収集を積極的に実践し、ごみの減量化に努めてきました。その結果、ごみ排出量は徐々に減少してきましたが、ここ数年横ばいの状況にあります。広域の稲葉クリーンセンターが稼働し、プラスチックも燃やせるようになりましたが、資源になるごみの混入が認められます。また、万一に備えて災害時の廃棄物処理計画を策定する必要があります。

町民や事業者の協力を得る中で、ごみの分別・リサイクルによる廃棄物の適正処理や「残さず食べよう！20・10運動」の一層の推進を図ることで循環型社会の形成に取り組みます。

③ 現状と課題	④ 主要事業	⑤ 事業概要	⑥ 主管課係
<p>広報媒体を活用し、ごみの減量呼び掛けているが、増加傾向にある。子どもたちにもごみ減量の必要性を考えてもらい、将来のごみ減量へつなげる長期的な啓発も必要。</p>	<p>子ども、ファミリー枠を設定したエコバスツアー</p>	<p>夏休み中に実施し、車1台分は子ども・ファミリー枠を設けます。放課後子ども教室等と連携して積極的な参加を呼び掛けます。</p>	<p>環境水道課 環境係</p>
<p>広報などでの呼びかけや食品衛生協会松川支部との連携により、残さず食べよう！20・10運動（宴席での食べ残しをなくすことで食品ロスを削減する運動）が定着してきている。燃やすごみの量が増えている中で、燃やすごみにおける生ごみの割合を少しでも減らすことができるように一般家庭における食品ロス削減への広報がさらに必要。</p>	<p>「残さず食べよう！20・10運動」の推進</p>	<p>一般家庭における食品ロス削減を意識してもらうため、様々な広報媒体による啓発を行う。</p>	<p>環境水道課 環境係</p>
<p>全国的に大規模な災害が頻発しており、大量に発生した様々な廃棄物の処理を行っている映像を見る機会が多くなった。当町では、現在地域防災計画に基づいた対応をとることになっているが、より迅速に対応する具体的な計画が必要。</p>	<p>災害廃棄物処理計画策定</p>	<p>内部調整会議、関係機関と協議を重ねながら計画策定を行い、災害時の迅速な処理体制を確保します。</p>	<p>環境水道課 環境係</p>

基本目標2 持続可能な社会をつくる

基本方針3 脱炭素社会の構築

私たちの生活は、多くのエネルギーを消費し、大量の温室効果ガスを排出しています。現在、日本の二酸化炭素排出量の約2割は私たちの生活から排出されています。このような、温室効果ガス排出を抑制するためには、再生可能エネルギーの普及だけでなく、エネルギー利用の効率化を進めながら無駄をなくすことが必要です。これ以上環境問題を深刻化させないために、日常生活や事業活動を見直して、環境に配慮した行動と環境への負荷を低減する取組みを実践することが重要です。

基本方針	施策大綱	① 施策大綱に対する 施策の方針	基本施策	② 目標指標	単位	実績値	目標値	説明
						(H30 年度末)	(R5 年度末)	
(3) 脱炭素社会の構築	③省エネルギーと自然エネルギーの利用拡大	地域資源である自然エネルギーの有効利用のため、自然エネルギー利用システムを推進します。	07 自然エネルギーの活用	蓄電池設置事業補助金交付件数	件	0	8	太陽光発電システムを設置するお宅10件に1件蓄電池設置をすると推測し年間2件を見込みます。
		二酸化炭素削減のため、エネルギーの節約や効率化を図ります。あわせて、第3期松川町役場地球温暖化防止実行計画の策定をします。	08 エコライフの普及啓発	第3期松川町役場地球温暖化防止実行計画策定	—	第2期計画	第3期計画	令和2年度中に計画策定を行います。
		地域内外の多くの人々が訪れる、地域で育てる豊かな森林づくりを推進します。	09 計画的な森林の整備	およりの森周辺一帯の整備面積	ha	16	19	全面積28ha(およりの森、池の平、青年の家周辺)整備済16ha(およりの森)

松川町では、再生可能エネルギー固定買取制度を適用した太陽光発電事業を実施しており、特別会計余剰金を一般会計に繰出し、子育て支援施策へ充てています。

今後も、地域の資源である太陽、木質バイオマス等自然エネルギーについて、地域の環境及び町民に配慮した利活用を進めるとともに脱炭素社会の構築をめざします。

③ 現状と課題	④ 主要事業	⑤ 事業概要	⑥ 主管課係
<p>再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインに基づき、周辺環境に配慮して発電設備を設置する。</p> <p>自然エネルギーを有効活用した設備設置補助制度が定着しているが、固定価格買取制度の契約が順次終了しているため、時代に合わせた制度を考える必要がある。</p>	<p>松川町再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン 蓄電池設置事業補助金</p>	<p>再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインについて、地域に周知するとともに、設置事業者へ届出の促進を行う。</p> <p>太陽光発電設備で発電された電気を蓄電できる蓄電システムを設置した方からの申請に基づき補助を行います。</p>	<p>環境水道課 環境係</p>
<p>庁内でエネルギーの節約に取り組んでいるが、温室効果ガスの総排出量は増加傾向にあるため、エコリーダーを中心にさらに意識的な行動が必要。</p>	<p>第3期松川町役場地球温暖化防止実行計画策定</p>	<p>役場の事務及び事業に関し、内部調整会議を重ねながら計画策定を行い、温室効果ガスの総排出量の削減を目指します。</p>	<p>環境水道課 環境係</p>
<p>地球環境に対する森林の効果、森林浴等による心身健康への期待が高まる中、およりての森が森林セラピー基地として認定され、地域住民による環境整備及び管理を進めています。</p>	<p>およりての森、清流苑、旧青年の家、池の平周辺を一带とした森林整備を実施し、森林レクリエーション、森林学習、自然学習の場として利用。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町有林の経営計画を協議し、適正管理を実施。 ・地域協働による環境整備の実施。 ・遊歩道整備など行い、訪れる人に優しい森づくり。 	<p>産業観光課 農林係</p>

基本方針4 自然環境の保全と利用

環境保全活動は、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐための取組みであり、広い意味では、地球の温暖化防止にもつながる身近で幅広い取組みといえます。当町でも住民による河川清掃活動や貴重な植物の保護活動などに取り組んでいます。また、建築物建設等で地域の景観を維持していくことが難しくなっており、地域固有の美しい景観の保全のため地域の自主的な取組、意識の醸成を図ることが必要です。

しかし、こうした活動は多くの町民や事業者の理解と参加が必要になるため、幅広い世代が、地域の活動に参加できるよう、パートナーシップによる環境保全活動への取組支援を行います。

基本方針	施策大綱	① 施策大綱に対する 施策の方針	基本施策	② 目標指標	単位	実績値	目標値	説明
						(H30 年度末)	(R5 年度末)	
(4) 自然環境の保全と利用	④パートナーシップによる環境保全活動	天然記念物ツツザキヤマジノギクの保護活動を推進します。	10 貴重な自然の保全	地域を知る講座等駆除活動・観察会参加者	人	105	150	春の駆除活動・秋の観察会の参加者数
		地域の優れた景観の保全と周辺景観との調和を図るため、景観計画及び条例策定をします。	11 景観の保全	景観計画の策定 景観条例の制定 屋外広告物要綱制定	—	素々案作成中	R2年度策定、制定	令和2年度までに計画策定、条例、規則、要綱制定をしていきます。
		河川や水辺の環境を保全し、河川機能を維持するため、河川清掃活動を通して、環境維持と河川環境保全への啓発を行います。	12 河川清掃活動の推進	町内一斉河川清掃実施	回	1 (6月)	1 (6月)	地域住民参加による清掃実施します。

③ 現状と課題	④ 主要事業	⑤ 事業概要	⑥ 主管課係
<p>天竜川河原に世界で唯一確認されている天然記念物「ツツザキヤマジノギク」が自生しています。官民協働で保護活動が行われています。近年の大雨により、度々保護区に水が流れたり、「オオキンケイギク」「シナダレスズメガヤ」「シロバナシナガワハギ」「ハリエンジュ」などの外来種の侵入・繁茂により個体数が減少しています。</p>	<p>ツツザキヤマジノギク保護活動 地域を知る講座などの学習活動</p>	<p>ツツザキヤマジノギク保全協議会により、保全区域の保全活動を行います。地域を知る講座として、多くの住民参加の学習活動と外来種駆除活動を行います。 「おいなんよまつかわ」等他の団体に花の観察会を行うよう呼びかけ、多くの方に関心を持っていただくよう啓発を行います。</p>	<p>生涯学習課 生涯学習・男女共同参画係、文教施設係</p>
<p>建築物建設や看板等の設置により地域の景観を維持していくことが難しくなっており、看板等の乱立を防ぐために地域での合意形成が大切です。</p>	<p>景観計画策定 屋外広告物：県条例、規則に基づく松川町屋外広告物要綱策定</p>	<p>地域固有の美しい景観の保全のため、地域の自主的な取組、意識の醸成を図ります。景観と調和を図る目的で町の景観条例策定をし、長野県屋外広告物条例に基づく町の要綱を策定していきます。</p>	<p>建設課 建設管理係</p>
<p>天竜川、片桐松川等、親しみある清流の水面が映える河川とするため、ごみ等を捨てない啓発が必要です。</p>	<p>町内河川一斉清掃 天竜川、片桐松川 他河川パトロール</p>	<p>6月町内河川一斉清掃実施により、原材料支給等します。河川パトロールにより河川環境保全を行います。</p>	<p>建設課 建設管理係</p>



資料編

SDGs と基本施策との関係

SDGsゴール 基本施策		1	2	3	4	5	6	7
		貧困をなくそう 	飢餓をゼロに 	すべての人に健康と福祉を 	質の高い教育をみんなに 	ジェンダー平等を実現しよう 	安全な水とトイレを世界中に 	エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 
01	河川等の汚濁防止			○			○	
02	不法投棄の撲滅、 ごみゼロ運動				○			
03	災害に強い森林づくり							
04	燃やすごみの共同処理、 計画的なごみ収集							○
05	地域とともに進める食育 (残さず食べよう！20・ 10運動)		○	○	○			
06	災害時の廃棄物処理計画			○			○	
07	自然エネルギーの活用							○
08	エコライフの普及啓発				○			○
09	計画的な森林の整備							
10	貴重な自然の保全				○			
11	景観の保全							
12	河川清掃活動の推進						○	

8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革命の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
									
						○	○		
			○			○			○
					○		○		
○			○	○					○
				○					○
			○		○				○
○	○		○	○	○		○		
	○		○	○	○				
○					○		○		
					○	○	○		○
			○						○
						○			○

用語解説

※ P は、本文中で最初に記載されているページ

用語	P	解説
温室効果ガス	1	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより気温上昇をもたらす気体の総称。京都議定書において削減対象となっている温室効果ガスは、二酸化炭素 (CO ₂)・メタン (CH ₄)・一酸化二窒素 (N ₂ O)・ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)・パーフルオロカーボン類 (PFCs)・六フッ化硫黄 (SF ₆) の6種類。
環境基準	9	大気の汚染、水質の汚濁、騒音などの環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を行政上の目標値として定めたもの。
気候変動	1	全球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候変化のことで、それと同程度の長さの期間にわたって観測される自然な気候変動に加えて生じるものをいう。気候変化とも訳される。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。
再生可能エネルギー	10	太陽光や太陽熱、水力、地熱、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生可能で、資源が枯渇しないエネルギーのこと。 自然エネルギーもほぼ同義語である (再生可能エネルギーの一部)。
再生可能エネルギー固定価格買取制度 (FIT)	10	再生可能エネルギーによって発電された電気を、一定の期間、一定の価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。フィードインタリフ制度 (「Feed in Tariff」、略称：FIT) ともいわれる。
循環型社会	4	「廃棄物等の発生抑制」、「循環資源の循環的な利用」、「適正な処分の確保」によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
食品ロス	1	消費・賞味期限が切れた食品、売れ残り、食べ残しなど本来食べられたはずなのに捨てられてしまう食品。食品メーカーや卸、小売店、飲食店、家庭など様々な過程で発生。
3R (リデュース・リユース・リサイクル)	8	Reduce (リデュース：発生抑制)・Reuse (リユース：再利用)・Recycle (リサイクル：再生利用) の頭文字をとった言葉。2000 (平成12) 年に循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方が導入され、①リデュース、②リユース、③リサイクル、④熱回収 (サーマルリサイクル)、⑤適正処分の優先順位で廃棄物処理やリサイクルが行われるべきであると定められている。
脱炭素	4	地球温暖化の原因となっている炭素の排出を防ぐために、化石燃料からの脱却を目指すこと。
残さず食べよう! 20・10 (にいまる・いちまる) 運動	7	食品ロスを減らすため、外食の中でも食べ残しが多い宴会で、最初の20分間と最後の10分間に自分の席で料理を食べて、食べ残しをしないように呼びかける取組。 (※長野県では30・10運動を提唱していますが、松川町では独自に20・10運動を提唱しています。)

用語	P	解説
SDGs (エスディーゼー ズ)	1	<p>Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称。2015 (平成27) 年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に盛り込まれた17のゴール(目標)のこと。17のゴールとゴールごとに設定された169のターゲットから構成される。</p> <p>○17のゴール(「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」仮訳)</p> <p>SDGsの目標のことで、長期的なビジョンに近い。</p> <p>ゴール1(貧困をなくそう) あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>ゴール2(飢餓をゼロに) 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <p>ゴール3(すべての人に健康と福祉を) あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>ゴール4(質の高い教育をみんなに) すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>ゴール5(ジェンダー平等を実現しよう) ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p> <p>ゴール6(安全な水とトイレを世界中に) すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>ゴール7(エネルギーをみんなに そしてクリーン) すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>ゴール8(働きがいも経済成長も) 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p> <p>ゴール9(産業と技術革新の基盤をつくろう) 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p> <p>ゴール10(人や国の不平等をなくそう) 各国内及び各国間の不平等を是正する</p> <p>ゴール11(住み続けられるまちづくりを) 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>ゴール12(つくる責任 つかう責任) 持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>ゴール13(気候変動に具体的な対策を) 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>ゴール14(海の豊かさを守ろう) 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>ゴール15(陸の豊かさを守ろう) 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>ゴール16(平和と公正をすべての人に) 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>ゴール17(パートナーシップで目標を達成しよう) 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>○169のターゲット</p> <p>SDGsの17のゴールごとに設定されている、ゴールよりも具体的な達成目標のこと。合計で169のターゲットがある。</p>

松川町環境保全条例

○松川町環境保全条例

平成 11 年 6 月 22 日

条例第 16 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 基本的施策等（第 7 条—第 12 条）
- 第 3 章 日常生活の環境配慮（第 13 条—第 18 条）
- 第 4 章 公害の防止（第 19 条—第 28 条）
- 第 5 章 松川町環境審議会（第 29 条—第 31 条）
- 第 6 章 雑則（第 32 条・33 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 松川町は、「人の輝く緑と水と太陽のまち」まつかわを目指し、産業の振興と環境の調和を図り、良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、この条例を制定する。この条例は、町の環境の保全及び創造について基本理念を定め町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害とは、事業活動及び人の活動に伴って発生する生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭及び地盤の沈下によって人の生命若しくは健康が損なわれ、又は快適な生活が阻害されることをいう。
- (3) 町民とは、松川町に住居を有する者及び松川町の地域に滞在する者及び一時的に滞在する者をいう。
- (4) 事業者とは、松川町内において財貨及びサービスの生産又は提供が人及び設備を有して継続的に行われる経済活動で、建設業、製造業、卸・小売業、飲食業、サービス業及び農業等の事業活動を行う者をいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、すべての町民が、健康で文化的な生活を営むうえで必要とされる、健全で恵み豊かな環境を受ける権利があり、なおかつその環境を将来の町民に引き継いでいく責任があることを理解したうえで、積極的に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人間が自然から多く恵みを受けていることを認識して、生態系の均衡及び生物の多様性の確保に配慮し、自然と人と共に生きていくことを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境資源及び環境の価値が有限であることを認識して、資源・エネルギーの合理的かつ循環的利用等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地域の環境が地球環境と深く係っていることから、すべての事業活動や日常生活において、地球環境の保全に役立つよう行われなければならない。

(町長の責務)

第4条 町長は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 町長は、自らその社会経済活動に際して、環境の保全及び創造に役立つ取組みを率先して実行するとともに、町民及び事業者の環境の保全及び創造に役立つ取組みを支援する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動において、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、日常生活において資源・エネルギーの節約、廃棄物の排出抑制等により、生活環境を快適に保持するよう努めなければならない。

2 町民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策等

(環境基本計画)

第7条 町長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、松川町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、町民の意見が反映されるよう努めるとともに、松川町環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

3 町長は、環境基本計画を定めたとき又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(規制的措置)

第8条 町は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な環境基準を規則で定めることができる。

2 前項に定めるもののほか、町は、国・県の講ずる規制措置を町民及び事業者が遵守することに必要必要な指導に努めるものとする。

(経済的措置)

第9条 町は、事業者又は町民が自ら環境への負荷の低減のために施設の整備その他の適切な処理をするよう誘導するため、助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第10条 町は、事業者及び町民の環境の保全及び創造についての関心と理解が深められるよう、関係団体と協力して環境教育及び環境学習の推進に努めなければならない。

(町民等の自発的な活動の推進)

第11条 町は、事業者、町民及び民間団体が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な景観の形成)

第12条 町は、豊かな自然と個性豊かな環境を確保するため、美しい緑地及び農地の保全、歴史的文化的施設の保全並びに活用その他の良好な景観の形成に関し必要な措置を講じなければならない。

第3章 日常生活の環境配慮

(燃焼不適物の焼却禁止)

第13条 何人も、焼却に伴い、著しいばい煙、悪臭及び有毒ガス等を発するおそれのあるものを焼却してはならない。

(埋立て及び焼却の抑制と土壌汚染の防止)

資料編

第 14 条 何人も、廃棄物の処理に当っては、埋立て及び焼却処分を最小限として、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に努めなければならない。

2 何人も、土壌汚染を防止するために、汚染原因となる物質を埋め立てたり排出したり又は投棄してはならない。

(ポイ捨て等の禁止)

第 15 条 何人も、公園、駐車場、道路、河川、山林その他公共の場所及び住民が所有し又は管理する場所に空き缶、たばこの吸い殻、紙くず等をポイ捨てしてはならない。

(水質の汚濁防止)

第 16 条 何人も、河川又は井水の浄化及び地下水保全のため、適切な排水処理に努めなければならない。

(騒音及び悪臭の防止)

第 17 条 何人も、快適な生活を阻害するような騒音及び悪臭を発生させないように努めなければならない。

(大気汚染防止)

第 18 条 何人も、大気汚染防止のため汚染原因となる物質を含む製品を使用しないよう心掛けるとともに、大気中に放出しないよう努めなければならない。

第 4 章 公害の防止

(事業計画書の届出等)

第 19 条 公害を防止し、良好な環境の保全及び創造をするため、県に届出義務を有する事業を除き、規則で定める事業（以下「特定事業」という。）を行おうとする者は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書類により町長に届け出て、公害防止施設について確認を受けた後でなければ、当該施設についての工事に着手してはならない。

(1) 事業所の名称、所在地及び代表者の氏名

(2) 事業の種類及び規模

(3) 公害防止施設の構造又は処理の方法

(4) その他規則で定める事項

2 前項の規定により届け出た事項を変更しようとする場合においても、同項の規定を準用する。

3 町長は、前項の届出を受理したときは、速やかに確認を行うものとする。

(特定事業の実施の制限)

第 20 条 前条の規定による確認を受けたものが、当該確認事項について工事を完了したときは、町長に届け出て検査を受けた後でなければ事業を開始してはならない。

2 前項の検査は、当該届出を受理した日から起算して 7 日以内に行わなければならない。

(特定事業以外の事業計画の提出等)

第 21 条 町長は、県に届出義務を有する事業であっても、当該地域に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、あらかじめ当該事業に係る計画書等の提出・事前説明及び協議等を求めることができる。

(勧告)

第 22 条 町長は、第 20 条の検査の結果、当該事業活動により公害が発生するおそれがあると認めるときは、その者に対し施設の構造又は処理方法の改善その他公害防止について期限を定めて必要な措置を行うよう勧告することができる。

2 町長は、事業活動により公害が発生したとき、又はこの条例で定める環境基準に適合しないときは、当該事業者に対し、施設の構造又は処理方法の改善その他公害防止について期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告できる。

3 前 2 項の勧告を受けたものが、当該勧告に係る必要な措置を行ったときは、速やかに町長に届け出て検査を受けなければならない。

(命令)

第23条 町長は、前条の規定により勧告を受けた者が、定められた期限内に当該勧告に基づく措置を行わないときは、期限を定めて当該措置を行うべきことを命令することができる。

2 前項の命令を受けた者が、当該命令に基づく措置を行ったときは、速やかに町長に届け出て検査を受けなければならない。

3 町長は、第1項の規定により措置の命令をしようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。
(協定の締結)

第24条 町長は、事業者がその事業活動に伴って公害が発生するおそれがあると認められるときは、事業者と環境の保全及び創造に関する協定について協議し、その締結に努めなければならない。

(苦情の処理等)

第25条 環境の保全及び創造に関する苦情又は紛争が生じたとき、当事者は町長に対してその苦情又は紛争処理に係る和解の斡旋を申し出ることができる。

2 町長は、前項の規定による申し出があったときは、速やかに実情を調査し、その苦情又は紛争について適正に解決するよう努めなければならない。

3 町長は、前項の規定による苦情又は紛争を処理するにあたって必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(報告の聴取及び立入検査)

第26条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業を行おうとしている事業者又は特定事業を行っている事業者に対して、報告を求め又は職員をして事業所その他の場所に立入り、施設その他の物件等を検査させることができる。

2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携行し、必要なときは関係者に提示しなければならない。

(罰則)

第27条 第23条第1項の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第19条第1項又は同条第2項の規定に違反した者

(2) 第20条第1項の規定に違反した者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(3) 第22条第1項に規定する勧告に従わなかった者

(4) 第22条第2項に規定する勧告に従わなかった者又は同条第3項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(5) 第23条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(6) 第26条第1項の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたもの又は立入り検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰則を適用する。

第5章 松川町環境審議会

(設置)

第29条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、松川町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、この条例において意見を聴くこととされているもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査又は審議するものとする。

(組織等)

資料編

第 30 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 知識経験者
- (3) 民間諸団体の代表者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員が互選する。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 31 条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 6 章 雑則

(環境調査員)

第 32 条 町長は、町の環境美化の推進を図り、良好な生活及び自然環境を保全することを目的とし、環境調査員を設置するものとする。

2 環境調査員に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(委任)

第 33 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

(松川町公害防止条例の廃止)

2 松川町公害防止条例(昭和 54 年松川町条例第 8 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に廃止前の松川町公害防止条例の規定によりされた届出は、この条例の規定によりされた届出とみなす。

環境審議会委員名簿

役職	氏名	所属団体等
会長	間瀬 重男	松川町議会 総務産業建設常任委員長
副会長	小澤 文人	松川町商工会 会長
委員	坂巻 勲	みなみ信州農業協同組合松川支所 営農課長
委員	久保田 志げ子	前 松川町農業委員会 委員
委員	塚本 千代美	松川町消費者の会 副会長
委員	蓬田 裕一	おひさま進歩エネルギー株式会社 代表取締役専務
委員	林 春男	松川町環境調査員
委員	小沢 誠	松川町公民館長
委員	堤 久	元 伊那谷自然友の会 会長
委員	小椋 吉範	文化財保護審議委員会 委員
委員	橋爪 和也	長野県地球温暖化防止活動推進員
委員	鎌倉 正孝	東京スプレー株式会社 飯田営業所長
委員	寺沢 茂春	一般公募

諮問・答申

■諮問

元松環第50号
令和元年7月19日

松川町環境審議会長 様

松川町長 宮下 智博

第4次松川町環境基本計画の策定について（諮問）

松川町環境保全条例（平成11年条例16号）第29条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

○ 諮問

第4次松川町環境基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

■答申

令和2年3月11日

松川町長 宮下 智博 様

松川町環境審議会
会長 間瀬 重男

第4次 松川町環境基本計画に関する答申（案）

令和元年7月19日付けで諮問のありました第4次松川町環境基本計画について、慎重に審議した結果、適切なものと認めます。

なお、計画の推進にあたっては、審議過程における各委員の意見を十分に尊重するように要望します。

策定経過

日 時	会 議 名
令和元年 7月19日	環境審議会（第1回）
	第4次松川町環境基本計画の策定について（諮問）
令和元年10月17日	環境審議会（第2回）
令和2年 1月30日	パブリックコメント（～2月28日まで）
令和2年 1月31日	環境審議会（第3回）
令和2年 3月11日	第4次松川町環境基本計画に関する答申



松川町役場 環境水道課

〒399-3303

長野県下伊那郡松川町元大島 3823

TEL 0265-36-3111 (代表)

0265-36-7026 (直通)

FAX 0265-36-5091
